

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		無許可施設等に対する措置命令
根拠条例・規則名		消防法
条 項		第 1 6 条 の 6 第 1 項
所 管 部 課		消防局 予防部 査察指導課 (電話 : 048-833-7038)
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>未設定</p> <p>根拠条項(消防法第 1 6 条 の 6 )の規定上明らかであるため。</p> <p>また、どのような命令を発するかは、違反状況により個別具体的に判断しなければならないため、処分基準を設定する事が困難である。</p>
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		